

駒ヶ根シルクミュージアムＬＥＤ照明器具の購入 仕様書

1 目的

既存照明器具（蛍光灯等）をＬＥＤ照明器具に取り替えることにより、消費電力削減に伴う温室効果ガス排出量の削減及び維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

2 対象施設

駒ヶ根シルクミュージアム 駒ヶ根市東伊那 482 番地

3 設置期限

令和 9 年 3 月 19 日（設置、調整、機能確認等一式を含む）

4 ＬＥＤ照明器具の仕様等

- (1)各照明器具の仕様及び数量は、別紙「製品仕様一覧」を満たすものとする。また、日本産業規格（ＪＩＳ）、日本照明工業会規格（ＪＩＬ・ＪＥＬ）、各種ガイドラインの各種規定に適合するもの又は同等以上のものとする。
- (2)電気用品安全法（ＰＳＥ）に適合するものとする。
- (3)日本国内メーカーの製品を選定すること。
- (4)品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場で製造された製品であること。
- (5)照明器具及び付属部品等は、新品のものとする。
- (6)照度は、既存照明器具と同等以上確保すること。
- (7)可能な限り建物の改修を伴わない照明器具を選定すること。

5 作業要件

- (1)作業に当たる者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- (2)蛍光灯の交換については、既存照明器具の安定器を撤去の上、結線処理を行うこと。
- (3)取り外した蛍光灯や照明器具は、現行法に基づき、受注者が責任を持って処分すること。
- (4)設置作業の際に、天井材等を必要以上に破損しないこと。天井改修や開口を設ける必要がある場合は、関係法令に基づき必要な手続きを行った上、適切な方法で作業を行うこと。
- (5)設置作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は清掃を行うこと。

- (6) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁抵抗試験を行い、作業等による絶縁不良等がないことを確認すること。
- (7) 仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」によること。
- (8) 作業及び現地調査等の日時については、発注者及び施設管理者と協議の上、決定すること。
- (9) 作業に当たっては、来館者への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した管理を行うこと。

6 提出物

- (1) 工程表
- (2) 業務体制図
- (3) 設置する照明器具の承認図及び性能成績表
- (4) 設置する照明器具の取扱説明書
- (5) 現地試験成績書
- (6) 作業写真（作業前・中・後）
- (7) 照明配置図
- (8) 産業廃棄物管理票の写し
- (9) 出荷証明書
- (10) 製品保証書（メーカー発行）
- (11) 打合せ記録簿
- (12) その他発注者が指示した書類

7 その他

(1) 負担区分

作業遂行に必要な用具・重機及び資材等は受注者の負担とする。作業に使用する電気等光熱水費についても、原則として発電機等により受注者が負担すること。ただし、作業遂行に当たり必要となる場合は、発注者の電気、水道を使用できることとする。使用する場合には、あらかじめ発注者と調整の上、節約に努めて使用すること。

(2) 安全の確保

受注者は、作業遂行に当たり適切な安全対策を施し、事故のないよう安全管理に万全の注意を払うこと。また、施設の利用者、並びに周辺道路の車両及び通行者等の安全に十分注意し、迷惑をかけることのないよう配慮すること。

(3) 法令の遵守

作業遂行において、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止については、厳格な注意を払うこと。

(4) 秘密の保持

受注者は、当該契約の履行を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 代金の支払い方法

受注者は、当該業務完了後に請求するものとし、発注者の履行確認後、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(6) 事前確認

現地の事前確認を要する場合は、下記の担当者へ連絡を行い、日程等調整すること。

【担当：農林課 駒ヶ根シルクミュージアム 今井 0265-82-8381】

(7) 不明な事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。